



「はじまりの島へ」 撮影：今泉麻衣子会員（弁護士）

— 代表幹事ご挨拶 —

欠陥住宅被害東海ネット代表幹事 一級建築士 瀬 瀬 誠



暑い暑いと言っていたら、もう雪の便りです。しかも、紅葉と積雪が同時にみられたとテレビで放映していました。なんか得した気分ではありますが、ほんとうにこれで良いのでしょうか。

建築の世界でも法改正が頻繁にあり、季節感が全くありません。意見書を書くにも、いつ改正されたかを調べるのに手間がかかるばかりです。

そんな中、最近思うのは、昭和25年の建築基準

法施行時点からある重要条文がなかなか守られていないということです。たとえば、施行令第47条です。同条では、施行時点から「構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込みせん打その他これらに類する構造方法によりその他の部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。」とされていました。兵庫県南部地震を受けた平成12年の施行令第47条の改正に基づく告示第1460号第一号及び第二号では、筋交い及びその両側の柱の緊結方法が強化されたのですが、第三号のその他の構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の緊結が成されていない建物が多くあります。告示の第一号及び第二号を重視するあまり、第三号の建築基準法施行時点からある基本条文が忘れ去られてしまったような気がしてなりません。

活動報告

活動報告 2025年5月～10月
欠陥住宅被害東海ネット事務局長
弁護士 水谷 大太郎



1 総会・例会について
欠陥住宅被害東海ネットは、皆様からのご相談を随時受け付けているほか、毎年4月に総会を、また、2か月に例会を開催し会員の知識向上を図っています。この間に開催された例会・総会では、以

下のテーマを取り扱いました。

・第127回例会2025年6月26日

建物に存在する主観的瑕疵が基本的安全性瑕疵にあたるとして、施工業者及び設計者に共同不法行為に基づく損害賠償責任を認めた裁判例（大阪高等裁判所令和7年2月28日判決、原審：滋賀地方裁判所彦根支部令和5年3月24日判決）について、事案の概要や判決の意義等を伊藤陽児会員が報告しました。

・第128回例会 2025年8月19日

ドレーン配管の水漏れについて施工業者の損害賠償責任を認めた裁判例（東京高等裁判所令和7年4月23日判決、原審：静岡地方裁判所浜松支部令和6年4月18日判決）を始め、欠陥原因を欠陥現象等から推定・推認した裁判例を紹介し、建築士会員とも意見交換をしながら議論を深めました。第128回例会の詳細については、4ページ以下もご覧ください。

・第129回例会 2025年10月22日

コンクリートブロック塀の欠陥について、施工業者に契約不適合責任が認められた事案（名古屋高等裁判所令和7年6月13日、原審：名古屋地方裁判所令和6年11月28日）について、事件を担当した石川真司会員、瀬瀬誠会員が報告しました。

また、軟弱地盤であるにも関わらず地盤改良がなされず、建築基準法に違反した基礎が施工された事案で、建物監理等を請け負ったコンサル業者に不法行為責任が認められた事案（名古屋地方裁判所令和7年8月8日）について、事件を担当し

た黒柳良子会員が報告しました。

2 無料相談会

NPO法人欠陥住宅をつくらない住宅設計者の会との共催で、隔月で無料相談会を行っています。この間は、以下の無料相談会を行いました。相談会は会場（いずれもウインクあいち）で開催するとともに、Zoomによるオンライン相談を併用しています。

- ・2025年5月17日 相談件数：10件
- ・2025年7月12日 相談件数：12件
- ・2025年9月13日 相談件数：15件



2025年9月13日無料相談会（ウインクあいち）

3 全国一斉110番

2025年7月5日、欠陥住宅全国ネット主催の「欠陥マンション・欠陥住宅110番」を開催しました（当ネットとNPO法人欠陥住宅をつくらない住宅設計者の会との共催）。全国の統一ダイヤルを設け、各地の弁護士・建築士がペアとなり、マンション・戸建を問わず、住宅の安全性に関わるとご相談を受け付けました。

4 弁護士による無料相談（面談・電話）

上記無料相談以外でも、当ネットでは、随時、弁護士による電話相談・面談相談を初回30分無料で行っていきます。この電話相談等には、昨年度1年間で、112件の相談申込をいただきました。お困りの皆様は、ぜひご利用ください。

上記無料相談会や電話相談・面談相談のお申し込み方法は、本誌最終頁をご覧ください。



全国大会 オプショナルツアー

「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」を訪問して 弁護士 瀧 尚行



6月8日、私は欠陥住宅全国ネット神戸大会に参加した後、オプショナルツアーとして阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター（神戸市中央区）を訪問しました。

同センターは、阪神・淡路大震災の経験と教

訓を後世に継承するとともに、その経験を生かし、防災に関する知識や技術の普及を図るために、平成14年4月に兵庫県が国の支援を得て設置されたミュージアムです。ここでは、震災追体験フロア、震災の記憶フロア、防災・減災体験フロアなど、多角的な展示がなされています。

特に印象に残ったのは、震災発生の瞬間を再現した「1.17シアター」です。大型映像と音響で体感した地震破壊の凄まじさは、不謹慎を承知で言えば、これが現実起きたことの再現であると即座には信じ難いほどの衝撃でした。これまで、繰り返し報道される大地震のニュースを通じて、自分なりに脅威を「咀嚼しているつもり」でしたが、テレビ等の報道で得た知識が、あくまで表層的な「情報」に過ぎず、都市機能が崩壊する現実の過酷さを捉えきれていなかったことを痛感しました。

震災を契機に建築基準法が改正され、耐震基準が厳格化されたことで、建物の安全性に対する社会的な意識は確実に高まっています。しかし、心のどこかには、「地震さえ起きなければ問題ない」という意識が残っているのも事実です。私自身、センターを訪れる以前の認識は、現実の危機に対してあまりに甘かったと認めざるを得ません。

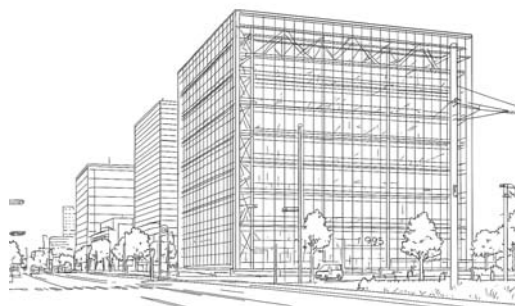
私の業務の中で建築関係の事件が占める割合は多くありませんが、拙い経験のなかにも、地盤や擁壁、基礎等の安全性が争点となった事件がありました。当時はもちろん専門家として最善を尽くしましたが、被災時に建物が倒壊する危険性や、人命が失われる可能性といった究極の事態までを、

実感を伴って理解して訴訟追行できていたか、疑問が残ります。

センターでの体験は、被災された方の実体験とは比較になりませんが、それでもなお、私自身の震災に関する認識を根底から見つめ直す機会となりました。

センター訪問後、有志で、兵庫県立美術館を訪問しました。同美術館は、安藤忠雄氏の設計により、震災からの「文化の復興」のシンボルとして、神戸のウォーターフロントに建築されました。

安藤忠雄氏の意図を知り、人々の生活や文化、あらゆる復興の土台が「建物の安全性」にあることを再認識しました。弁護士として、安全性の担保を職責として追求する意義を改めて実感しています。



3 ネット交流会

3 ネット交流会in広島のご報告 弁護士 今泉 麻衣子



1 はじめに

11月8日に、恒例の3ネット交流会が広島で開催されました。

3ネット交流会は、神戸NET、中国四国ネット及び東海ネットの3ネットが、顔の見える関係で、全国ネットではできない日常業務の悩み等を協議しようと、10数年前に始まった取り組みです。

今回も、神戸から4名、中国四国から14名、東海から6名が参加し、広島大学の会議室（とてもおしゃれ！）で、午後いっぱい活発な議論がなされました。

今回は、①欠陥住宅紛争解決のための手続選択について、②建築士会員増に向けた取り組みと関連した建築士費用の点、③区分所有法改正後の法律問題、④建築基準法改正に際して建築行政会議が出した解釈に関して等について議論を行いました。

2 欠陥住宅紛争解決のための手続選択について
特に議論が盛り上がったのは、手続選択についてです。

訴訟提起するか、簡裁調停を含めた訴訟以外の手続を選択するかは、相手方との対立の大きさ、立証の難易等を総合的に考慮して決めるというのがおおむね一致した意見だったと思われます。建築事件は訴訟となると解決に時間がかかり、特に補修を急ぐ必要がある事案だと解決が遅れることが依頼者にとって不利益にもなりえることから、できる限り示談交渉、ADRを利用するという意見も多く出されました。

そして、訴訟以外の手続をとる場合に、弁護士会のADR（愛知県弁護士会という紛争解決センター）、各弁護士会に設置されている住宅紛争審査会、各県に設置されている建設工事紛争審査会等の選択肢が考えられるところ、どの手続を選択するかは、地域の実情に応じて異なることが分かりました。そして、その実情の差は、手続を利用する側の手続に対する信頼度に大きく依存することが分かりました。

私自身、住宅紛争審査会や建設工事紛争審査会等で調停委員・仲裁委員としてかかわる中で、真に当事者のためになる解決が迅速にできるかは、関与する当事者（双方当事者、その代理人、そして調停委員・仲裁委員）が、手続の性質を理解し、それぞれの立場で解決に向けた努力をするかどうかにかかってくることを痛感していたため、一調停委員・仲裁委員として、申請人・被申請人それぞれに手続に対する納得感を得てもらい、手続に協力してもらう方向を適切に探っていかなければならないと改めて思いました。

3 懇親会等

その後、広島駅に移動し、懇親会で広島名物を堪能しつつ、会議では話せなかったことについてもいろいろとお話したことで、さらに3ネットの結束は深まったと感じております。

さらにさらに、今回は、広島の先生方が特別企画で、翌日（日曜日）に魚を釣ってその場で天ぷ

らにして食べる企画を準備してくださっていたのですが、雨のため、釣りは中止になりました。ですが、広島の先生方が事前に「予備調査」をして釣り上げたキスとアナゴを、風呂橋先生の事務所で天ぷらにして食べるという企画に急遽変更して懇親会を開催していただきました。

感動するくらいおいしい天ぷらをたくさんいただき（ですが、釣りながら食べるとこれより何倍もおいしいとのこと）、木津田先生の親戚のワイナリーのワインをいただきながら、まじめな話から趣味の話までたくさんお話しでき、とても楽しい時間でした。

今後も、顔が見える関係での交流を続けていくことができたら嬉しいです。

今回は、神戸のはず。楽しみにしております。



2025年11月8日 3ネット交流会（SENDA LAB）

例会報告

第128回 例会報告 判決報告 〔欠陥原因の立証に苦労した事件〕 弁護士 石川 真司



1 問題提起

欠陥建築の裁判では、欠陥の「原因」を立証できなければ、発注者側の請求は認められないのが原則です。

有名な朱鷺メッセ訴訟（新潟市内の公共施設の連絡通路が崩落した事故の責任の所在をめぐり、発注者である新潟県と設計者、施工者が争った事案。）では、現に崩落事故があったにもかかわらず、裁判所は「7年以上を経過しても原

因を立証できない以上、さらなる審理をするまでもなく、棄却は免れない」として、県の請求を棄却しています（新潟地裁平成24年3月26日判決）。

2 事案の紹介

私が報告する事案は、欠陥「現象」は明らかなのに、欠陥「原因」の特定が困難であったというもので、欠陥「原因」の立証が大きな争点となりました。

静岡県内の介護施設で発生した漏水被害により損害を蒙った発注者が、建物の施工に関わった業者に対して不法行為に基づく損害賠償請求をしたというものです。

この施設は鉄骨造3階建ての介護施設で、平成26年に完成しました。ところが数年後、1階の食堂や宿泊室の床が膨らみ、カビが広がるという深刻な被害が発生しました。原因を調査したところ、1階天井裏にあるエアコンの排水管（ドレーン配管）の一部、特に「エルボ」と呼ばれる曲がり部分から水が漏れていたことがわかりました。建築を依頼した発注者（施設の運営者）は、まず元請業者（建設会社）を相手に損害賠償を求めました（第1訴訟）。その後、元請業者が下請業者（配管工事を担当）に対して別の訴訟を起こし（第2訴訟）、最終的には、施主が、元請業者との和解において元請業者の下請業者に対する損害賠償債権の譲渡を受けて、下請業者と直接争う形になりました。

3 争点

争点はいくつかありますが、ここでは、欠陥「原因」の立証のみを取り上げます。

論点は、配管やエルボ部分に設計・施工上の欠陥（瑕疵）があったかどうかです。

下請業者は、漏水の具体的な原因が特定されていないとして、自らの責任を否定しました。これに対して施主側は、設計図どおりの正常な施工がされていれば漏水は起きなかったはずであり、逆に漏水が発生している以上、施工に問題があったと主張しました。

4 現場調査と原因の分析

裁判では、建築士に調査を依頼し、詳細な調査報告書を提出し、建築士の尋問も行いました。調査の結果、1階の2台のエアコンと上階の4台のエアコンの排水が、同じ配管に合流して建物外に流れる設計になっていましたが、この合流部分で

水がうまく流れず、配管内で滞留して逆流が起きていたことが判明しました。さらに、エルボの接続部分には補修跡があり、そこから壁の中に水が漏れ出していたのです。漏れた水は床下にも広がり、湿気が上がることで床板が膨らみ、広範囲にカビが生えるという悪循環を招いていました。

このように、発注者側は、建築士の協力を得て、本件エルボから外部へのドレーン配管の排水経路の構造や本件エルボからの漏水の状況等に関し、可能な限りの立証をしましたが、漏水原因の特定には至りませんでした。

しかし、判決は、次のとおり、本件エルボ部分からの漏水が施工業者の設計・施工上の不良に起因するものであることが推認できると判断し、発注者側が勝訴しました。

5 裁判所の判断

(1) 静岡地裁浜松支部令和6年4月18日判決

原審は、下請業者の設計・施工上の不良を認め、「本件エルボ部分からの漏水は、明らかに施工の瑕疵によるもの」と判断しました。さらに、このような漏水が続けば、床の腐食やカビの拡大により入居者の健康被害が生じるおそれがあることから、「建物としての基本的安全性を欠く瑕疵」に該当するとしました。

(2) 東京高裁令和7年4月23日判決

控訴審もこの判断を維持し、合意どおり又は通常の施工水準で工事が行われていれば、漏水は生じなかったはずであり、他に原因が見当たらない以上、漏水は施工上の不良によるものと推認できると判断しました。つまり、漏水の原因が具体的に特定されていなくても、「通常なら起きない漏水が起きている」「他に合理的な原因がない」という事情から、施工の過失を認めることができるとしたのです。

6 この判決の意義

建物の欠陥をめぐる裁判では、漏水やひび割れの「具体的な原因」を立証することが非常に難しい場合があります。工事後に壁や床を壊して内部を確認するのは現実的ではなく、正確な原因を突き止められないことが多いからです。

今回の判決は、そのような場合でも、「正常に施工されていれば起きない現象が生じている」という事実から、合理的に施工不良を推定できると示した点に意義があります。

7 おわりに

施工業者は、一貫して、欠陥「原因」の立証がされていないと争いました。これに対して、発注者側は、建築士の協力を得て、本件エルボから外部へのドレーン配管の排水経路の構造や本件エルボからの漏水の状況等に関し、可能な限りの立証をし、その結果、漏水原因の特定には至らなかったものの、原審も控訴審も、被告に、ドレーン配管又は本件エルボ部分について何らかの設計・施工上の不良があったことにあると推認できると認められると判断したのです。

一般に、欠陥を主張する場合には、瑕疵原因の主張立証が必要であるとされますが、欠陥「原因」の特定が困難な場合もあります。そうした場合の判断手法として参考になる判決といえるでしょう。

シリーズ 調査の現場から
～建築士会員が建物などの調査で
発見したあれこれをお伝えします～

印象に残る調査あれこれ
建築士 櫻井裕己



1 はじめに

東海ネットに加入してから約10年の間に50件以上、欠陥住宅をつくらない住宅設計者の会での調査を含めると、実に100件以上の住宅調査に携わってきました。その中で、今でも印象に残る調査

事例をいくつかご紹介します。

2 なんか自宅がおかしいらしい

住宅調査は、まず電話や相談会場などで相談を受け、直接現状確認が必要と判断された場合に現地調査の運びとなるのが一般的です。そのため、事前にどこをどうやって調べるかの大きな把握や必要な準備をしてから調査に挑むこととなります。

しかし、とある相談者から「なんか自宅がおかしいらしいのでみてほしい。」という、調査する側からしても何をどうしたら良いのやら判らない依頼がありました。

もう少し詳しく状況を説明してもらおうと、ご自宅は築一年にも満たない木造三階建ての注文住宅で、工事を請負った工務店の下請けの大工さんから最近になって、「実は、この家は完了検査を受けてないし、いろいろ違法などところがあるかもしれないので早急に調べてもらった方がいい。」と胸の内を明かすように言われて、心配になったので調査依頼に至ったとのことでした。

色々な不具合を想定したうえで現地調査に入ってみると、まず完了検査が受けられていない理由が、前述の大工さんへの聞き取りや工事中の写真確認などで判明しました。

地業工事や基礎工事において、施工上の都合で大きな変更（大工さんは詳細を知りえず）があったのですが、施工者は施主である相談者や設計・工事監理者には一切報告をせず工事を進めて、変更手続きもないまま中間検査を受けたので、当然ながら不合格となりました。しかし、その後も施工者は是正や工事一時中止の指示にも従わず強引に工事を続行するため、設計者が責任を負えないと途中で投げ出してしまい、再度の中間検査や完了検査を受けることができないまま家が引き渡されたとのことでした。目視調査でも基礎の形状や一部筋交い位置が設計図書と相違しているのが確認され、明らかに違法建築物です。

他にも設計図書と異なる点があるのではないかと、建物の内部や外部を設計図書と照合しながら調べましたが、幸いと言っていいか、他に気になる点は特にありませんでした。

しかし、外部調査のために出ていた外庭から屋内へ戻ろうとした時です。比較的大きな庭でしたが、それでも配置図と比べると、どこか今立っている庭の奥行きが狭いように感じました。すぐさま境界から建物までの距離を測ると、果たして、建物が配置図の位置より2m近く庭側にずれて建っているのがわかりました。相談者も気づいていなかった様子です。この敷地はもともと庭側の地盤が前面道路より3m近く低く、その法面（地盤高低間の斜面）をある程度掘削し、高低差を活かして家を建てる設計となっていました。しかしこの工務店は、理由は不明ですが、途中で法面を掘削するのをやめてしまい、やめた位置で家を建設したため、設計より建物位置が2m近くもずれることになったのです。当然ながら法面や高低差に合わせた基礎形状は設計図書と大きく異なります。施工者が隠していた大きな変更はこのことのように、2mもの建物位置のずれは、採光など

いろいろな法基準に抵触する可能性があります。さらにこの敷地では柱状地盤改良が法面掘削前に行われているため、その改良位置と建物も2mずれていることになり、不動沈下などの可能性が高く危険です。

「なんかおかしいらしい」から始まった調査でしたが、ふたを開けてみればかなり重大な欠陥が見つかった事案でした。

3 害獣駆除？

建物の欠陥に悩まされているのではなく、害獣に関する相談で現地調査をしたことがあります。

「中古住宅を購入したら、ハクビシンと思われる動物のフンが天井裏に大量にあった。調査してほしい。」との依頼内容でした。さすがに害獣駆除は専門外ですと最初はお断りしたのですが、よくよくきいてみると、「ハクビシンはかなり前から住み着いていて、不動産業者は知っていたはず。隠蔽若しくは説明を怠ったとして契約解除したい。そこで、この家はもともと小動物が入り込みやすく、住み着きやすい構造であると主張する裏付けのための調査をしてほしい。」とのことでした。

動物が入り込みやすいかなど、どうやって判断すればよいのかと思いながらも、ハクビシン対策に目にはゴーグル、鼻と口には防塵マスク、全身は雨合羽のいでたちで調査に挑みました。結果、フンは確認できたもののハクビシンは確認できず、経路も不明でした。「ハクビシンのような小動物は家のわずかな隙間からも浸入してくるため、それらが絶対入らない家など不可能です。」とお伝えして、なぜがフン掃除をして調査を終えました。現地調査に入る前から、ハクビシンの住み着きを理由に契約解除するのは難しいのではと思っていたのですが、口頭で説明するよりも実際に現地調査をすることで、相談者も十分ご納得の様子でした。

4 雨天の時こそ調査を

特に目視を中心とする初動調査において、すぐには結果が得られない調査のひとつに「雨漏り」があります。雨漏りの原因を探るには、まず雨水等がどこから入っているのかの「起因箇所」を特定する必要がありますが、この起因箇所は目視だけではなかなか見つけられないことが往々にしてあります。

ある大雨が降った次の日に、「2階の床が水浸しになっている。雨漏りに違いないが、工務店に

言っても相手にされない。今すぐみてほしい。」との調査依頼がありました。

現地に向かい、水濡れ痕が残る2階床を中心に、屋根、外壁、小屋裏、天井裏をくまなく調べたり、簡易な散水試験も試みたりしました。ですが結局、起因箇所が見つけれず「原因がわかりません」とその場で報告するしかありませんでした。相談者はかなりご不満のようでしたが、なす術がなく、調査は終了しました。

その数週間後の、朝からまた雨が強く降っていた日のことです。事務所の電話が鳴ったので出てみると、応答するのが早いか電話越しからは、「これだけ雨が降っているのに、調べに来ないとはどういうつもりか！！雨漏りの調査は雨が降った時にしかできないだろうが！！」と、かなりきつい口調の叱責が飛びこんできました。この相談者からです。調査は先日で終わったと思っており、また、豪雨時の調査は危ないので避けるべきと考えていたところへのこの叱責でしたので、かなり不服を感じていましたが、「雨漏り調査は雨が降った時にしかできない」という言葉に妙に納得した覚えがあります。

その後、急いで再調査に向かったのですが、そんな豪雨の日でさえ雨漏りが生じておらず、結局、起因箇所の特定期間か、雨漏りでは無い可能性が大きいと報告するに至りました。当然、相談者はさらにご不満の様子で、お互い後味の悪い調査となりましたが、これを契機に、雨漏り調査は危険が及ばない範囲でなるべく雨天時に実施する、もしくは長時間の散水試験を心掛けるようになりました。

5 調査の心得

他にも、集合住宅での異音発生原特定の調査、あからさまなりフォーム詐欺の調査、相談者の身の上話をただ聞いただけで終わった調査(?)など、紹介したい事案はたくさんあるのですが、いろいろな調査から学んで得た「調査の心得」を最後に列記しておきます。

- 思い込みで調査をしない
- 特に初動調査の段階では、原因についてなるべくたくさんの可能性を考察する
- 依頼者の味方でもなく敵でもない第三者の立場で調査に臨む
- 現地調査の場で安易に結論を述べない

【ご相談について】

欠陥住宅被害東海ネットでは、随時、以下の方々のご相談を受け付けております。

愛知・岐阜・三重・静岡にお住まいの方の

- ・住宅の欠陥に関する相談（戸建はもちろん、マンション・借家も含みます）
- ・リフォーム被害に関する相談
- ・シックハウス被害に関する相談
- ・追加変更契約や中途解約等、建物の契約トラブルに関する相談
- ・その他、住まいに関する相談

弁護士への相談は初回30分間無料です。

弁護士への相談は、電話相談、面談相談の二種類があります。

- ・電話相談：相談担当弁護士より折り返しお電話差し上げます。
- ・面談相談：相談担当弁護士の事務所へご来訪いただき相談を行います。

いずれもご相談も、下記事務局で受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。



《欠陥住宅被害東海ネット事務局》

〒461-0017 名古屋市東区東外堀町3丁目 CS東外堀ビル301号室 水谷法律事務所

電話：052-228-0586 FAX：052-228-0587

担当弁護士：水谷 大太郎

【今後の予定】

※変更の可能性がありますので、最新の情報はホームページをご確認ください。

【1. 総会・例会等】

2025年 12月11日（木） 午後6時15分～ 第130回総会 ウィンクあいち 907号室

2026年 2月19日（木） 午後6時30分～ 第131回例会 ウィンクあいち 907号室

4月18日（土） 午後1時30分～ 第27回総会 ウィンクあいち 1101号室

参加ご希望の場合は、資料準備の必要がございますので、上記事務局までご連絡ください。

※会員でなくても無料で参加いただけます。内容はホームページで随時お知らせいたします。

※会員はZoomでの参加も可能です。

【2. 欠陥住宅無料相談会】

欠陥住宅無料相談会では、欠陥住宅をはじめとした住まいに関するトラブルやその予防について、弁護士・建築士がペアでご相談に応じます。1組1時間程度の相談時間で事前予約優先です。

相談のご予約は、上記欠陥住宅被害東海ネット事務局までお電話ください。

2026年 1月17日（土） 午後1時00分～ ウィンクあいち 1007号室

3月21日（土） 午後1時00分～ ウィンクあいち 1007号室

5月16日（土） 午後1時00分～ ウィンクあいち 1007号室

7月18日（土） 午後1時00分～ ウィンクあいち 1007号室

9月12日（土） 午後1時00分～ ウィンクあいち 1007号室

※ウィンクあいち 名古屋市中村区名駅4-4-38